

滋賀県新財務会計システム構築・運用保守業務委託にかかる落札者決定基準

1. 評価実施機関

- (1) 評価は、「滋賀県新財務会計システム構築・運用保守業務委託提案評価審査会」（以下「評価審査会」という）が実施する。
- (2) 評価審査会は、入札参加者から提出された入札書および提案書について、この「落札者決定基準」に基づき、付与する点数の判断を行う。

2. 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内で、有効な入札書および提案書を提出した者のうち、提案内容により評価した「技術点」と入札価格から算出した「価格点」を合計した「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、次により落札者を決定する。
 - ア 入札参加者それぞれの「技術点」が異なる場合
「技術点」が最も高い者を落札者とする。
 - イ 入札参加者それぞれの「技術点」が同じで「入札価格」が異なる場合
「入札価格」が最も低い者を落札者とする。
 - ウ 入札参加者それぞれの「技術点」および「入札価格」が同じ場合
くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡する。なお、くじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

3. 総合評価点の構成

総合評価点(2,500点満点) = 技術点(1,500点満点) + 価格点(1,000点満点)

4. 技術点の採点方法および評価基準

- (1) 技術点の採点は、評価審査会が行う。
- (2) 「技術点」の満点を1,500点として、技術点は、別紙「評価項目一覧」により評価審査会の各審査員が提案内容を評価したものの評価項目ごとの平均点の合計点とする。ただし、技術点は小数点第2位未満を切り捨てとする。
- (3) 技術点の採点は、「評価項目一覧」の項目により、重要度に応じた加重点を乗じて得点を付与するものとする。
- (4) 提案内容に対する評価項目ごとの採点は、採点者ごとに次の基準による6段階とする。

点数	採点基準
5	特に優れた提案内容であり、具体性や実現性の根拠が明確で、実行時の課題に対する対策等も明記されている。
4	やや優れた提案内容であり、具体性や実現性の根拠が明確である。
3	本県の求める水準の提案内容であり、具体性や実現性がある。
2	本県の求める水準の提案内容であるが、具体性や実現性に欠けるもの。
1	本県の求める水準の提案内容であるが、具体性や実現性が認められない。
-	要件を満たしていない提案(6.(3)~(8))である。 評価対象外となり失格とする。

- (5) 仕様書に記載されていない事項で、仕様書記載の調達方針にそぐわないものと認める提案内容は、評価の対象としない。
- (6) 技術点に関して、落札者決定基準 1.b” 受託実績” を除く評価項目の合計点が6割(840点)に満たない場合は失格とする。

5. 価格点の算定方法

(1) 算定式

価格点は、入札価格をもとに次の算定式により算出する。ただし、価格点は小数点第2位未満を切り捨てとする。

(2) 価格点 = $[1 - \{入札価格 \div (予定価格 \div 1.1)\}] \times 1,000$

(3) 予定価格

入札説明書 1 (4)のとおり

6. 評価の対象外となる場合

次に該当する場合は、失格となり評価審査会による評価の対象外となる。

- (1) 入札価格が、予定価格を上回る場合。
- (2) 業務費の各年度配分額の合計額が、入札価格に一致しない場合。「構築経費」と「運用・保守経費」の上限額を上回る場合。
- (3) 要件確認表(必須項目)の対応可否欄に「○」あるいは「代替案」以外の記載がある場合。
- (4) 要件確認表(必須項目)の対応可否欄に記載がない項目がひとつでもある場合。
- (5) 要件確認表(必須項目)の対応可否欄に「代替案」と記入しておきながら、代替案が示されていない場合。
- (6) 提案等を求めた項目について、提案内容が示されていない場合。
- (7) 仕様書の要求項目のうち実施しない項目、あるいはできないものとする項目がある場合。
- (8) 仕様書で具体的に要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合。
- (9) 4.(6)に定める点数に満たない場合。